

会員の皆様へ

犯罪収益移転防止法ガイドライン検討特別委員会

犯罪収益移転防止法に係る本人確認等の援用に関する考え方等について（通知）

今般、標記の件について別紙のとおり総務省自治行政局行政課長より通知がありましたので、会員の皆様へお知らせいたします。

本件通知の内容は、内閣府規制改革会議におけるヒアリングの際に本会から要望した内容が実現したものであることを申し添えます。

なお、本件通知の内容について、本会としてさしあたっての留意点を下記のとおりまとめましたので、併せてお伝えいたします。

記

1. 本件通知は、各士業者である特定事業者（以下「士業特定事業者」という。）に対して発せられたものであること。
2. 行政書士が顧客から依頼を受けて特定業務を行い、他の士業特定事業者等に当該特定業務を引き継ぐ際、当該他の士業特定事業者から委託を受けて本人確認を行うことができるものであること。
3. 上記の場合において、本人確認記録等の写しを引き継ぎ先の士業特定事業者に交付すること。
4. 行政書士が他の士業特定事業者から同一顧客の特定業務を引き継ぐ場合においても、同様の取り扱いであること。
5. 上記2及び4の場合においても、行政書士の事務所に本人確認記録並びに取引記録の原本又はその写しを保管し、常に検索可能な状態にしておくこと。

以上

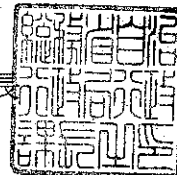


総 行 行 第 4 0 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

日本行政書士会連合会長 殿

総務省自治行政局行政課長



本人確認等の援用に関する考え方等の周知について（通知）

標記の件については、「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」（平成20年12月22日付規制改革会議）において、「本人確認業務を他の特定事業者に委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪収益移転防止法を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知を受けた省庁等は、資格者団体等に周知すべきである。」とされたところです。

これについて、今般、警察庁より、別添のとおり通知がありましたので、送付いたします。貴会におかれましては、別添の内容について、確実な周知が図られるようよろしく取り計らい願います。

警察庁丁犯収発第18号  
平成21年3月2日金融庁総務企画局企業開示課長  
総務省自治行政局行政課長  
法務省民事局民事第二課長  
国税庁長官官房総務課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

本人確認等の援用に関する考え方等の周知について（依頼）

関係省庁におかれては、平素より、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）及びその下位法令の施行に関し、多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件については、このたび、「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」（平成20年12月22日付規制改革会議）が公表され、同答申において「本人確認業務を他の特定事業者へ委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪収益移転防止法を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知を受けた省庁等は、資格者団体等に周知」すべき旨の指摘を受けたところです。

つきましては、下記のとおり、本人確認等の援用に関する基本的な考え方及び留意事項について通知いたしますので、関係省庁におかれては、大変御多忙中のところ恐縮ですが、特定事業者に対する確実な周知が図られるようよろしく取り計らい願います。

## 記

## 1 士業者による本人確認等の援用に関する基本的な考え方

一般に、各特定事業者は、顧客との間で、設立等に関する行為又は手続の代理・代行契約の締結に際して犯罪による収益の移転防止に関する法律上義務付けられた本人確認及び本人確認記録の作成・保存（以下「本人確認等」という。）を自ら行うのが原則であるが、他の法令に特段の定めがない限り、手続の省力化等のために、当該本人確認等の業務を他の特定事業者へ委託することも可能である。

また、あらかじめ上記の委託をした場合には、当該他の特定事業者が適正に行った本人確認等を自らが行った本人確認等として援用することができる。

## 2 留意事項

本人確認等の業務を委託する場合は、あくまで委託した特定事業者の責任において、当該本人確認等の措置が確実に行われることが必要である。この場合、特定事業者は、自社の事務所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならない。

なお、万が一、これらの措置が行われていない場合には、委託した特定事業者による指示の有無にかかわらず、当該特定事業者に対する監督措置がとられることがあり得る。